

令和 8 年 9 月
浜田市議会定例会議議案
(追 加 提 出 分)

令和 8 年 9 月 8 日

令和 8 年 9 月浜田市議会定例会議付議事件（追加）

議 案

議案第 58 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例
について

議案第 59 号 令和 8 年度浜田市一般会計補正予算（第 4 号）

報 告

報告第 20 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

議案第 58 号

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 8 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

浜田市金城高齢者生活福祉センター条例(平成 17 年浜田市条例第 278 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浜田市さんあいホーム条例

第 1 条を次のように改める。

(目的及び設置)

第 1 条 高齢者の心身の健康増進及び社会的孤立感の解消を図るとともに、地域活動の活性化を支援し、もって地域福祉の推進に資するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市さんあいホーム(以下「さんあいホーム」という。)を浜田市金城町下来原 1541 番地 20 に設置する。

第 2 条を削る。

第 3 条中「高齢者生活福祉センターは、第 1 条の目的を達成するため」を「さんあいホームは」に改め、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号アからウまでを次のように改める。

ア 高齢者の福祉に関する相談及び情報の提供

イ 高齢者の健康増進及びレクリエーション等の支援

ウ 高齢者又は高齢者団体の自主活動のために必要な場の提供

第 3 条第 3 号エを削り、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「目的達成のために必要な」を「市長が地域福祉の推進のため必要であると認める」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 第 2 条各号に掲げる事業に関する業務

第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条を削る。

第 7 条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条

を第 5 条とする。

第 8 条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号中「午後 5 時」を「午後 9 時」に改め、同号を第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とし、同条を第 7 条とする。

第 10 条中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 交流事業 地域住民との交流を行う団体又は個人

第 10 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条を第 8 条とする。

第 11 条第 3 項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「の利用及び」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 政治目的又は宗教的活動のため利用するとき。

第 11 条第 4 項を削り、同条を第 9 条とする。

第 12 条第 1 項中「命じる」を「命ずる」に改め、同項第 4 号中「高齢者生活福祉センター」を「さんあいホーム」に改め、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、前項第 4 号に該当する場合は、この限りでない。

第 12 条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とし、第 14 条を第 12 条とする。

第 15 条第 1 項中「第 3 条第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号に規定する」を「第 2 条各号（第 3 号を除く。）に掲げる」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 2 項中「第 3 条第 4 号」を「第 2 条第 3 号」に改め、同条を第 13 条とし、第 16 条を第 14 条とし、第 17 条を第 15 条とし、第 18 条を第 16 条とする。

第 19 条中「施設の利用を修了した」を「施設等の利用を終了した」に、「第 12 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同条を第 17 条とし、第 20 条を第 18 条とし、第 21 条を第 19 条とする。

別表中「第 15 条」を「第 13 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 8 年度 浜田市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度浜田市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,221,031 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		3,440,335	150,000	3,590,335
	1 基金繰入金	3,440,335	150,000	3,590,335
歳入	合計	45,071,031	150,000	45,221,031

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		3,308,960	150,000	3,458,960
	1 保 健 衛 生 費	1,942,704	150,000	2,092,704
歳 出	合 計	45,071,031	150,000	45,221,031

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	3,440,335	150,000	3,590,335
歳入合計	45,071,031	150,000	45,221,031

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4衛 生 費	3,308,960	150,000	3,458,960				150,000
歳 出 合 計	45,071,031	150,000	45,221,031	0	0	0	150,000

19 繰入金 (1 基金繰入金)

6

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	150,000	財政調整基金繰入金	150,000

3 歳 出

[illegible]

4 衛 生 費 （ 1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
20 貸付金	150,000	1 リハビリテーションカレッジ島根 支援事業 150,000